

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		改善命令
所 管 部 課 係 名		市民生活部環境課生活環境係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第26条
処          分          基          準	関 係 条 項	新座市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第25条
	基 準  (未設定の場合はその理由)	新座市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第25条による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないとき。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年10月1日設定(平成 年 月 日最終変更)